国民健康保険税納税 通知書を送付します

ます。 各納期期限内の納付をお願いします。 国民健康保険税は世帯単位で計算され、納税義務者は世帯主です。 令和4年度の国民健康保険税額が決定し、納税通知書が6月中旬に発送されます が互いに助け合う制度で、国の社会保障制度の一環です。

均等割額と平等割額を7割・5割・2割 と三段階に軽減する仕組みになって 世帯の総所得が一定額以下の場合は

た被保険者の保険税の軽減雇用者側の都合により失業.

の軽減を受けるには必ず届出が必要で より当該保険税軽減を行ないます。 与所得を1 軽減制度の対象となる人は、 失業した人(非自発的失業者)の保険税 雇用者側の都合によってやむをえず 00分の30とみなすことに 前年の給

「非自発的失業者」とは、雇用保険の

者」のうち、 りません。 給資格者と特例受給資格者は対象とな が対象となります。ただし、高年齢受 面「離職理由」欄または、「離職年月日 の確認は「雇用保険受給資格者証」で行 をしていない人は対象外です。 る人です。失業者とは求職活動をして 由」欄に次のコードが記載されている人 います。雇用保険受給資格者証の第1 者などに該当していても、受給手続き いる人としているため、特定受給資格 「特定受給資格者」または「特定理由離職 雇用保険の手続きをして

から、その月の属する年度の翌年度軽減期間(離職日の翌日の属する月

対象者 理

●軽減期間

※社会保険などに加入された場合は、

保の資格を取得・喪失したとき。

須恵町国民健康保険喪失の手続きが

出生・死亡や世帯合併・分離などで国

保の資格を取得・喪失したとき。

修正申告などによる所得額変更が

必要です。

あります(税額は月割で計算)。

次の場合、税額が変更されることが

交付につい!

の

社会保険などへの加入・離脱により国

税額の変更

易書留で郵送します。 険者証を世帯主宛に7月中旬から簡 令和4年8月1日から有効の被保



被保険者の皆さんへ70歳以上75歳未満の

※年度内に65歳になる人(介護保険第1

算します。

号保険者として介護保険制度に加入)

期高齢者医療制度に加入)の国保税は の介護分保険税や、乃歳になる人(後

前月までの月割で計算されています あらかじめそれぞれの制度加入月の ※国保の資格を取得した場合や介護分

取得月から、また、国保を離脱したと

きは離脱した月の前月までで月割計

保険税の該当になったときは、

その

とき。

40歳になり介護分保険税に該当した

あったとき。

の負担割合のご確認をお願いします。 険者の皆さんは、令和4年8月以降 の表記があります。 の所得により判定されています。 なお、この負担割合は、令和3年中 被保険者証に「2割」または「3割」 70歳以上の被保

国民健康保険税の課税限度額が変わります

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を 図るため、令和4年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

課税限度額の改正

国民健康保険税の課税限度額が次のとおり変更になりました。

(※介護分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。)

	令和3年度 (改正前)	⇒	令和4年度 (改正後)	変更内容
基礎課税額(医療分)	63万円	\Rightarrow	65万円	2万円増
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	19万円	\Rightarrow	20万円	1万円増
介護納付金課税額(介護分)	17万円	\Rightarrow	17万円	変更なし
計	99万円	\Rightarrow	102万円	3万円増



失業者に該当すれば、軽減対象とな国保に加入した場合でも、非自発的※離職後は任意継続を選択し、その後 ります。 末までが対象期間となります

いざというときに安心して医療をうけることができるように、加入者の皆さん

国民健康保険

国 保

制度は、

※軽減期間内に就職後再離職 窓口にてご相談ください。 けられる場合がありますので住民課 軽減期間について国保税の軽減を受 国保に加入したときは、残っている 心、再度

軽減における注意事項

- 場合は、軽減は受けられません。 世帯の加入者の中に未申告者がいる
- 国保から後期高齢者医療に移行し 軽減判定には、国保に加入してい い世帯主の所得も含みます。
- 人の人数や所得も含めます

圆 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

11 広報すえ・2022(令和4年) 6 2022(令和4年) 6・広報すえ 10 (圕…問い合わせ先)